

＜法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します＞

環境関連法規制等の動き【新様式】2017年5月（2017.4.18～2017.5.22）

法令情報

1. 土壤汚染対策法の一部を改正する法律 ＜法律第33号＞（2017.5.19公布、2年以内に施行）

2ヶ月前の法令情報3が公布されました。有害物質使用施設の廃止時に土壤汚染状況調査免除を受けた事業場の土地形質変更時の届出・調査や要措置区域の汚染除去等の措置計画及び措置完了報告の提出義務並びに罰則等が追加されました。施行日は別途、政令にて定められます。

該当区域を保有し、該当作業をおこなう事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103723.html>

2. 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件

＜環境省告示第47号＞（2017.5.22公布、同日施行）

環境基本法 第16条に基づく生活環境の保全に関する環境基準について、瀬戸内海の燧灘（ひうちなだ）北西部・広島湾西部・響灘及び周防灘の3水域の類型指定がなされ、全亜鉛等3物質の環境基準値が適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104080.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/kijun/mizu.html>

3-1. 特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令

＜厚生労働省令第60号＞（2件共2017.4.27公布、2017.6.1施行）

-2. 特定化学物質障害予防規則等の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示

＜厚生労働省告示第186号＞

労安法の特定化学物質の第2類物質・特別管理物質に指定された三酸化二アンチモン^①の発散抑制措置基準、作業環境測定基準並びに健康診断受診項目等が定められました。同物質は自動車や家電製品の各種プラスチックの難燃剤等に使用されています。

同物質を製造・取扱う作業をしている事業者に適用されます。

＜参考＞厚労省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163262.html>

4-1. 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件

＜環境省告示第41号＞（2件共2017.4.26公布、同日施行）

-2. 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件 ＜環境省告示第42号＞

-1が5種類、-2が3種類の農薬について農薬登録保留基準値が追加されました。

該当農薬の製造・輸入事業者^②に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

＜参考＞環境省ホームページ http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html

5. 国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物資の一部を改正する件

＜環境省告示第40号＞（2017.4.21公布、同日施行）

3ヶ月前の意見募集4が公布されました。船舶からの有害液体物質の排出は、海洋汚染防止法に基づき有害性に応じた事前処理方法等の規定が定められています。今回、新たに廃食用油やほう酸等の物質について有害性の程度を示す汚染分類が決定し規定が定められました。

該当物質を船舶で輸送する事業者^③に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103801.html>

6. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律

＜法律第 18 号＞(2017. 4. 21 公布、2017. 8. 20 施行)

6 ヶ月前の意見情報 4 が公布されました。違法に遺伝子組換え生物等の使用等がなされた結果、生物多様性を損なう等の影響が生じた場合に、環境大臣が損害の回復を図るために必要な措置を執ることを当該使用者に命ずる項目及び同命令違反に対する罰則等が追加されました。

該当事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103687.html>

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104097.html>

一般情報

1. 環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数の情報提供について (2017. 4. 20環境省)

2016 年 5～9 月までの全国の熱中症による救急搬送数は 5 万人を超えました。環境省は熱中症を未然に防止するため「環境省熱中症予防サイト」を設置し、熱中症へのかかり易さを示す「暑さ指数(WBGT)」や暑さ対策等の情報提供を 2017. 9. 29 までおこないます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103938.html>

2. 産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の

許可等に関する状況(2014年度実績)について (2017. 4. 21環境省)

2014年度末時点の中間処理施設数は 19千件(前年度比▲11件)、最終処分場数は2千件(同▲53件)と共に微減しました。また最終処分場の残存容量は1億7万m³(同▲6百万m³)、残存年数は全国平均で16年(同+1. 3年)、首都圏では5. 4年(同+0. 2年)と微増ですが厳しい状況が続いています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103962.html>

3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

＜環境省令第8号＞(2017. 4. 28公布、2017. 5. 15施行)

産業廃棄物収集運搬業者・処分業者等の名称など、登記事項証明書の添付を必要とする変更手続きについて、提出期限が 10 日以内から 30 日以内に延長され、また届出様式の一部が変更されました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104040.html>

4. 水銀に関する水俣条約の発効が決定しました (2017. 5. 19経産省)

2017. 5. 18 に「水銀に関する水俣条約」の締結国数が 50 カ国に達したのに伴い、同条約は 2017. 8. 16 に発効します。また大防法等の水銀規制も順次施行されます。

＜参考＞経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170519007/20170519007.html>

5. Webサイト「L2-Tech情報プラットホーム」の公開について (2017. 4. 28環境省)

環境省は先導的な低炭素技術、L2-Techの情報を活用しやすくすることを目的に専用ウェブサイトを立ち上げました。このウェブサイトではCO₂削減に最大の効果をもたらす製品の検索が可能で、新規設備導入・更新の際に活用できます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103998.html>

6. 「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係る

リスクコミュニケーションガイドライン」の公表について (2017. 4. 28環境省)

工事発注者等を対象にした、工事における石綿飛散防止対策に関するリスクコミュニケーションの基本的な考え方や手順をとりまとめたガイドラインが公表されました。工事チラシの配布や説明会開催による情報提供

の方法、留意事項や参考事例等が掲載されています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104003.html>

7-1. 容器保安規則等の一部を改正する省令　＜経済産業省令第43号＞(2件共2017.5.8公布、同日施行)

-2. 容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法を

定める告示の一部を改正する告示　＜経済産業省告示第109号＞

2ヶ月前の意見募集2が公布されました。水素燃料電池バイクに搭載する圧縮水素充填容器及びその付属品の技術基準に、水素自動車用容器等と同様の基準が定められました。

該当製品を製造する事業者に適用されます。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595117029&Mode=3>

8. 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な分配に関する指針

＜財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第1号＞

(2017.5.18公布、2017.8.20施行)

カルタヘナ法に係る名古屋議定書の採択に基づく題記指針が公布されました。国外の微生物や種子などの遺伝資源を遺伝的研究・開発等で利用する者は提供国の法令に従い事前に同意を得ること、遺伝資源の利用から得た利益は両国の合意条件で分配すること等について詳細や各届出様式が定められました。

該当事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104061.html>

9. 「農薬危害防止運動」の実施について　(2017.4.26環境省)

2017.6.1～8.31まで、農薬危害防止運動が実施されます。国や都道府県等は農薬の安全かつ適正な使用、保管管理や販売等について広報誌や講習会等を通して啓発活動を実施します。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104006.html>

10-1. 自転車活用推進法の施行期日を定める政令

＜政令第141号＞(3件共2017.4.28公布、2017.5.1施行)

-2. 自転車活用推進本部令　＜政令第142号＞

-3. 国土交通省組織令の一部を改正する政令　＜政令第143号＞

自転車の活用による環境負荷低減、災害時における交通機能維持、国民の健康増進等を図ることを目的にした題記法律が施行されました。また5月5日は「自転車の日」、5月は「自転車月間」に定められました。

＜参考＞国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000835.html

11. 民間事業者による水素ステーションの本格整備に向けた新たな協業の検討を開始します

-戦略的なステーション整備を目的とする新会社設立を検討-　(2017.5.19経産省)

このほど自動車メーカー・インフラ事業者・金融機関の計11社の間で協業の検討をおこなう覚書が締結されました。今後、FCVの普及拡大に向けて年内に新会社を設立、水素ステーションの整備・運営などの支援を通して水素社会の早期実現を目指します。

＜参考＞経産省ホームページ <http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170519006/20170519006.html>

意見募集情報

1. 危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する

省令の一部を改正する省令(案)に対する意見の募集について　(2017.4.28消防庁)

硫酸製造の触媒等に使用されるメタバナジン酸アンモニウム0.01%以下を含有する製剤が劇物指定から除外されたことを受け、同物質が消防法に基づく届出の必要な消防活動阻害物質から除外されます。消防庁は同案

に対する意見を2017.6.2まで募集しています。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=860201702&Mode=0>

公募情報

1. 廃棄物処理法施行令等の改正(水銀関係)についての説明会の開催について (2017.5.12 環境省)

水銀に関する水俣条約を踏まえ、廃水銀の処分基準等が追加される廃棄物処理法施行令等の改正内容を理解するための説明会が全国4都市で開催されます。環境省は参加者を2017.6.6まで募集しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104029.html>

2. 2017年度フロン類算定漏えい量報告・公表制度説明会の開催について (2017.5.12 環境省)

フロン排出抑制法ではフロン類の算定漏えい量が1000t-CO₂/年以上となる事業者に算定漏えい量の報告の義務等を課しています。今回、題記報告・公表制度の説明会が全国7都市で開催されます。内容は制度概要・算定方法・報告書の記載方法・報告書作成支援ツールの使用方法等に関するものです。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104021.html>

3. 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度説明会の開催について (2017.5.16 環境省)

地球温暖化対策推進法ではエネルギー起源CO₂排出量が原油換算で1500kL/年以上となる事業者等に排出量の報告の義務を課しています。今回、題記報告・公表制度の説明会が全国9都市で開催されます。内容は制度概要・算定方法・報告書の記載方法・電子報告システムの利用方法等に関するものです。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104043.html>

4. 2017年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(先進環境対応トラック・バス導入加速化事業)の公募について (2017.5.17 環境省)

トラック・バス由来のCO₂排出量を削減するため、燃費性能の良い先進環境対応車の初期導入を支援する補助金の公募です。2018.1.31まで募集しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103990.html>

5. 2017年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)の公募について (2017.4.24 環境省)

貨物自動車運送事業者・自動車リース事業者を対象にした、低炭素型ディーゼルトラックの導入補助の公募です。2018.1.31まで募集しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/103989.html>

6. 「2017年度(第1回)既存建築物省エネ事業(建築物の改修工事)」の提案募集の開始について

-既存建築物の省エネ改修工事に対する支援- (2017.4.24 国交省)

既存のオフィスビル等の建築物の改修工事等を対象とした、省エネ化の推進を目的とする、省エネ改修工事・バリアフリー改修工事に対する補助の本年度1回目の公募です。2017.6.2まで募集しています。

＜参考＞国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000727.html

7. 「2017年度(第1回)サステナブル建築物等先導事業(省CO₂先導型)」の提案募集の開始について

-先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトに対する支援- (2017.4.24 国交省)

オフィスビル等の建築物の新築・改築を対象とした、建物の設計・材料・設備・運用システムにより自然エネルギーの活用や建物の長寿命化を図り、環境や人への負荷を極力抑えて環境を維持していく、サステナブル建築事業の本年度1回目の公募です。2017.6.9まで募集しています。

＜参考＞国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000726.html

8. 「2017 年度既存建築物省エネ化推進事業(省エネルギー性能の診断・表示に対する支援)」の提案

募集の開始について -既存住宅・建築物の省エネ診断・表示に対する支援- (2017. 4. 24 国交省)

300m² 以上の既存建築物等を対象とした、改修工事を伴わない省エネ性能の診断及び省エネ表示をおこなう費用に対する補助金の公募です。2017. 11. 30 まで募集しています。

＜参考＞国交省ホームページ http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000728.html

9. 2017 年度低炭素型廃棄物処理支援事業補助金(事業計画策定支援事業、

廃棄物高効率熱回収事業及び廃棄物燃料製造事業)の公募について (2017. 5. 9 環境省)

高効率な廃棄物焼却時の熱回収や廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備をおこなう事業等に対する補助金の公募です。2017. 6. 8 まで募集しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104032.html>

10. 2017 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金(廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による

低炭素社会システム整備推進事業)の公募について (2017. 5. 9 環境省)

地域特性に応じた廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用によるエネルギー起源 CO₂ の排出抑制を目的とした、低炭素社会システム整備推進事業に対する補助金の公募です。2017. 6. 9 まで募集しています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/104030.html>

11. 2017 年度予算「創業・事業承継補助金」の公募を開始します (2017. 5. 8 中小企業庁)

地域経済に貢献する中小企業を対象にした、事業継承を契機とした経営革新や事業転換等新しい取り組みの実施を支援するための補助金等の公募です。

＜参考＞中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/2017/170508sogyoshoukei.htm>

12. 中小企業・小規模事業者の資金繰り管理や採算管理等の

早期の経営改善を支援します (2017. 5. 10 中小企業庁)

経営改善に取り組む中小企業等を対象にした、金融機関に提出する経営改善計画等を外部専門家の支援を受けて策定する補助金の公募です。

＜参考＞中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2017/170510kaizensien.htm>

以 上